近運自二公示第１０号

公　　示

公定幅運賃の範囲の見直しについて

公定幅運賃の範囲の指定方法等については、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成２６年１月２７日付け近運自二公示第３９号。以下「公定幅運賃公示」という。）の改正により、見直しを行ったところであるが、現行の公定幅運賃の範囲についても、タクシー利用者の利便性向上等の観点から、下記の要領に基づき見直すこととしたので公示する。

平成２８年　７月　７日

近畿運輸局長　若林　陽介

記

１．見直し対象地域

（１）見直しを行う地域は、平成２８年６月３０日時点において、特定地域等内に標準的なものと異なる運賃を設定している事業者（以下「下限割れ事業者」という。）が存在する地域とする。

（２）（１）の「下限割れ事業者」は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成１４年１月１８日付け近運旅二公示第１１号。以下「審査基準公示」という。）」別紙１第１に規定する基準（同公示別紙１第１の１（６）は除く。）に該当する者を除くものとする。

２．見直し対象の車種区分

見直しはすべての車種区分で行うこととする。

３．見直し手続き

見直しの手続きは、公定幅運賃公示５．（１）及び（２）の手続きを省略することとする。また、同公示５．（３）に定める協議会への通知は、同公示５．（２）の要件の如何に関わらず行うこととする。

４．運賃の見直し方法

（１）運賃原価

① 運賃原価については、審査基準公示に基づく前回の運賃改定時に選定した原価計算対象事業者であって、現在においても審査基準公示別紙１第１に定める標準能率事業者の選定基準を満たす事業者と下限割れ事業者の数値を用いることとする。

② ①の運賃原価について、平成２６年度の実績数値を用いて算定することを基本とする。

（２）上限運賃

上限運賃については、現行の運賃額を据置くこととする。

（３）下限運賃

（１）①で算定した運賃原価により、公定幅運賃公示３．（１）③【下限運賃】に基づき、下限運賃を設定する。この場合、設定する運賃額が現行の下限運賃額を下回らないこととなった場合には、現行の運賃額を据え置くこととする。

（４）公定幅運賃の範囲内の設定

上限運賃と（３）による下限運賃の範囲内において、公定幅運賃公示３．（１）④に基づき、運賃額等を設定する。また、公定幅運賃公示３．（１）⑥に基づき、初乗距離短縮等に係る公定幅運賃も設定を行うことができるものとする。

（５）見直し後の公定幅運賃の指定

公定幅運賃の見直しにおいては、（２）から（４）で設定した運賃を公定幅運賃として指定する。

５．その他

公定幅運賃の見直しにより、自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃を設定した事業者の準特定地域指定解除後における取扱いについては、公定幅運賃公示６．（５）に準じることとする。

附　則

本公示は、平成２８年　７月　７日から施行する。